

弥彦村住宅リフォーム助成事業のご案内

この制度は、住宅リフォーム工事を村内の建築関連業者に請け負わせた場合に、工事費用の一部を助成する制度です。

- ◆対象工事期間 当該年度内での工事着手・工事完了及び工事代金の支払いが完了(申請)できるもの。
- ◆助成金額 対象工事費用(消費税を除く)の10%(10万円を上限とします)
※1000円未満は切り捨てます。
- ◆助成対象工事 村内登録施工業者に請け負わせた20万円以上(消費税を除く)の工事で、主に次のもの。詳しくは別表をご覧ください。
 - (1)住宅リフォーム工事
 - (2)耐震改修工事
 - (3)バリアフリー工事
 - (4)環境対策工事
 - (5)三世帯住宅改造工事※ただし村の他の補助を受けた部分は対象外です。
※同じ住宅でこの事業の助成を受けられるのは1回のみです。
- ◆申込要件
 - ①現に居住している住宅の改修で、登録施工業者に発注すること。(申込者において登録の有無をご確認ください。)
 - ※登録施工業者は村内に本店を置く法人または個人事業者で、支店、営業所等は含みません。
 - ②対象工事期間内であること。
 - ③助成対象工事額が20万円以上であること。
- ◆申込者の資格
 - ①弥彦村民であること。
 - ②村税の滞納がないこと。
 - ③工事対象住宅に居住していること。
 - ④工事対象住宅の所有者又は所有者の親族(2親等以内)であること。
 - ⑤既にこの制度に基づく助成を受けていないこと。
 - ※本事業での助成は1回のみです。

◆事業の流れ ※別表「助成申請の流れ」もご確認ください

- ①申 込 事前に申込書を提出していただきます。申込がない場合は助成対象となりません。
- ②通 知 申込資格等について審査し、助成対象かどうかを通知します。
- ③申 請 工事完了及び支払い後、申請書類を提出していただきます。
- ④決 定 申請書類を審査し、助成金額等の通知を行います。
- ⑤支払い 請求書を提出いただき、助成金の支払いを行います。

◆申込方法

弥彦村役場建設企業課窓口で申込を行ってください。

《申込に必要なもの》

- ①助成申込書 ※申込者が記入してください。
- ②見積書の写し ※施工業者から入手してください。
- ③印鑑（認印）
- ④委任状 ※代理人による提出の場合必要です。

★申込後に審査を行い、事前通知書を送付します。

★申込後に工事内容等を変更する場合

- ①見積書の工事内容・金額が変更になる場合
変更後の内容で申請してください。ただし助成対象工事額が 20 万円未満となる場合は助成対象外となります。
- ②施工業者を変更する場合
登録施工業者であれば可能です。変更後の施工業者で申請してください。
- ③申込者を変更する場合
弥彦村役場建設企業課土木管理係までご相談ください。
- ④工事期間が申請期限（当該年度内）を過ぎる場合
申請はできません。

◆申請方法

リフォーム工事完了後、当該年度内までに、次の書類を弥彦村役場建設企業課土木管理係まで提出してください。

《申請に必要なもの》

①住宅リフォーム助成申請書

②住宅の所有者を確認できる書類で、次のいずれかのもの

ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し

※弥彦村役場税務課発行の最新のもので、助成対象家屋(居宅)の表示のある部分

イ 家屋評価証明書または名寄帳の写し

※弥彦村役場税務課が発行のもの(有料)

ウ 建物登記事項証明書の写し

※法務局が発行のもの(有料)

③納税証明書

※弥彦村役場税務課が発行のもの(有料)リフォーム用証明となります

④領収書の写し

※対象工事期間の日付で登録施工業者の印があるもの

⑤工事内訳書

※登録施工業者が発行した対象工事内容と金額の内訳がわかるもの

⑥住宅の位置図(住宅地図等)

⑦工事図面 ※施工業者が作成したもの。軽微な場合は省略可

⑧工事箇所の写真(日付入り)

※日付が入らないときは、黒板等を利用し、写真に日付を収めてください

※登録施工業者に作成を依頼してください

※工事箇所ごとに工事前後の状況が確認できるもの

※躯体内床下等の部材については工事中の写真

⑨工事証明書(原本) ※施工業者に記入を依頼してください

⑩委任状 ※代理人による提出の場合必要です。申込時に提出の場合は不要です。

★申請書の審査を行い、申請者に決定通知を送付します。

★助成決定通知後、請求書を提出してください。

※申請時に提出いただいても結構です。

※助成金の支払いは銀行振込です。通帳の口座番号記載ページの写しが必要です。口座は申請者名義に限ります。

●申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、または助成金を返還していただきます。

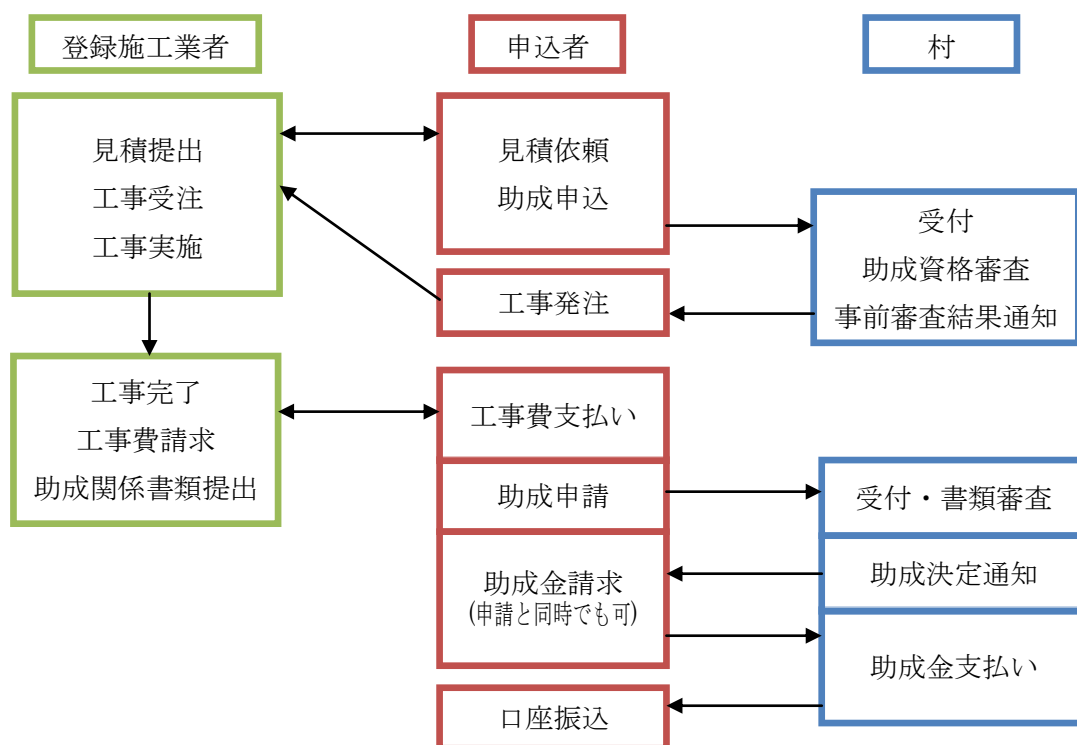
●予算の執行状況によっては、申請受付を締切る場合がございますので、その際はあらかじめご了解ください。

別表（助成工事内容）

○対象 ×対象外 △条件により対象

	工 種		特 記		工 種		特 記
1	屋根の葺き替え、塗装、外壁の補修	○	外壁張替、雨とい補修等を含む	13	防犯用ライト等の取付	×	購入が主であるため対象外
2	壁紙張替等内装工事	○		14	下水道接続工事	×	リフォーム工事でないため対象外
3	台所、風呂、トイレ等改良工事	○		15	浄化槽の工事	×	住宅本体以外を対象外
4	防音、断熱化工事	○		16	住宅の取り壊し（全部・一部）工事	×	リフォーム工事でないため対象外
5	シロアリ防止等の床処理	○	リフォーム工事を伴うもの	17	車庫・物置の増改築	×	住宅ではないので対象外
6	シロアリ駆除	×	リフォーム工事でないため対象外	18	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	×	住宅本体以外を対象外
7	ガラス（サッシ）取り換え	○	網戸の張り替えは対象外	19	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないので対象外
8	畳の取り換え（表替え含む）	○		20	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事費	×	住宅本体以外を対象外
9	建具、畳、窓硝子、サッシ工事	○		21	太陽光発電設備の設置工事	○	住宅本体への取付けに限ります
10	住宅のバルコニー等の設置	○	更新も含む	22	給湯器・エコキュートの設置工事		
11	電化製品のみ取付工事	△	製品の購入費は対象外、工事費のみ可	23	バリアフリー工事	△	他補助の部分を除く工事
12	室内カーテンの取り替え	×	購入が主であるため対象外	24	耐震補強工事（部分補強を含む）	△	弥彦村耐震改修補助対象工事部分は、除外

助成申請の流れ



問い合わせ

弥彦村役場 建設企業課 土木管理係

〒959-0392 弥彦村大字矢作 402（弥彦村役場 2 階） TEL0256-94-1022